

仕 様 書

第1 件名

TOKYO LIGHTS 2024 実施業務委託

第2 目的

本事業は、東京でプロジェクションマッピングを軸とした光の祭典を実施し、東京の夜間における魅力を国内外へ発信することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図ることを目的とする。

第3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで

第4 履行場所

TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

第5 通則

- 1 本仕様書は、「TOKYO LIGHTS 2024 実施業務委託」に適用する。
- 2 受託者は、本委託を実施するに当たり、実行委員会と綿密に打ち合わせを行うものとする。
- 3 受託者は、本業務の主旨を十分に理解し、業務を進めることとする。
- 4 本委託のために必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理すること。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- 5 受託者は、本委託業務にあたり、会場等との良好な協力関係の維持に特に配慮すること。事故等のトラブルに係る責任は受託者にあることとし、実行委員会に速やかに報告すること。
- 6 実行委員会は必要があると認められるときには、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置を行うことができるものとする。
- 7 契約金額には、特段の記載のあるものを除き、本業務の履行に必要な一切の経費を含む。

第6 事業実施体制

- 1 イベント名
TOKYO LIGHTS 2024
- 2 主催
TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会
- 3 共催
東京都
- 4 企画協力
一般財団法人プロジェクションマッピング協会
- 5 会場
明治神宮外苑 聖徳記念絵画館及び総合球技場軟式球場（予定）

第7 事業実施スケジュール

（第1回）令和6（2024）年9月14日（土）から令和6（2024）年9月16日（月・祝）まで
＜準備期間＞9月9日（月）から9月11日（水）まで
＜プレスプレビュー＞9月12日（木）（予定）

- ＜撤 去 日＞9月17日（火）
- （第2回）令和6（2024）年11月8日（金）から令和6（2024）年11月10日（日）まで
- ＜準備期間＞11月4日（月）から11月6日（水）まで
- ＜プレスレビュー＞11月7日（木）（予定）
- ＜撤 去 日＞11月11日（月）

第8 委託業務内容

受託者は、本委託の実施に関して下記事項を行うこと。

1 全体運営

受託者は、本委託の履行に当たり、（1）から（9）までに留意しながら進めること。

- （1）受託者は、聖徳記念絵画館エリアでのプロジェクションマッピング国際大会である「1minute Projection Mapping Competition」（以下「国際大会」という。）及びプロジェクションマッピングエキシビション（以下「エキシビション」という）と連動・協業し、総合球技場軟式球場を主とした光の祭典エリアの企画・演出及び実施運営をすること。
※ 国際大会及びエキシビションは、一般財団法人プロジェクションマッピング協会（以下「協会」という。）が企画演出を行う。
- （2）受託者は、本イベントを開催することで、インバウンドを多く呼び込む世界的な光の祭典にすべく、予算内で最大限の効果を生み出すように考慮しながら、企画をし実現すること。
- （3）光の祭典エリアの企画・演出をするに当たり、全体のコーディネートや統括・設計するディレクターを指定すること。なお、指定した総合ディレクターは、実行委員会及び協会と協議の上で内容を調整すること。
- （4）安全・安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもと運営を行うこと。
- （5）台風等で一部実施できない場合は、別途実行委員会と協議して対応すること。
- （6）外国人向けの対応を行うこと。対応は、主に英語を中心とし、Web サイト、SNS、広報、印刷物の多言語対応、当日の会場案内や誘導対応、来賓や司会の通訳などを実施すること。
- （7）受託者は、事業実施に先立ち、スケジュール等詳細を明らかにした事業計画書を作成し、契約締結後10日以内に提出して実行委員会の承認を得ること。
- （8）受託者は、国際大会及びエキシビションを含めた TOKYO LIGHTS 全体の運営管理や広報PRなどの調整状況について、実行委員会に随時確認を行いながら実施すること。なお、受託者は業務の進捗状況について、定例会等二週間に1回以上実行委員会に報告すること。また、定例会等の打合せを実施した際は、議事録を二週間以内に作成して実行委員会へ提出すること。
- （9）国際大会のオーディエンス賞を決める投票の仕組みを提案すること。また、事前に協会と十分な協議をした上で構築し、実施すること。

2 事業企画

（1）光をテーマとした演出の企画

受託者は、本イベントを世界最高峰の光の祭典へと育むため、総合球技場軟式球場を主として、象徴的でインパクトのある光の体験を造成する企画演出を行うこと。光や本年度の祭典テーマを主題とした先鋭的な「造形」「空間」「演出」を提供するために、メディアアートやパフォーマンスなど、多様なエンターテインメント演出を用いた内容を企画、設計し、実施すること。第1回と第2回は、異なる演出を企画設計すること。なお、第1回に実施する光の祭典エリアの演出は、別紙1「企画演出参考資料（実行委員会）」によるものの外、独自企画の提案や追加提案を受け付ける。企画に当たっては、以下のアからクま

でに留意すること。

ア 本年度の祭典や国際大会のテーマである「MIRROR（鏡）」に沿った内容

イ 近隣への光害、騒音などの問題がないような配慮

ウ プロジェクションマッピングの上映を妨げないもの

※ 絵画館及びその周囲の暗さを確保し、光や音、スモーク等の演出媒体が干渉しないこと。

エ 来場者や関係者の安全性の確保

オ 実行委員会と連携し、都の関係各局との調整の上で、環境対策及びH T Tの取組をP Rするブースの設置、運営。

カ 飲食物の販売及び飲食等の設置

※ 販売する飲食物は、日本／東京らしいものを積極的に取り入れ、国内外の来場者の期待に沿うものとする。また、このエリア内でパブリックビューイングを設け、国際大会やエキシビションの様子をライブで鑑賞できるようにすること。

キ 会場を清潔に保つための、来場者が利用しやすいゴミステーションの設置、運営

ク 強風の際にも観客の安全が確保できる設営

※ 悪天候でやむなく光の祭典のみ開催が不可能な場合は、イベント会場入口（いちょう並木側）から国際大会、エキシビション会場まで安全で円滑に誘導できる動線を確保すること。

3 機材等及びオペレーション

(1) 全体

映像、音響、照明各セクションの導入計画は、協会の監修、協議の上で確定させること。

ア 第1回、第2回それぞれの技術計画を、実施2か月前までに提出し、進捗管理を怠らないこと。

イ 機材の防雨、暴風対策を行うこと。

ウ 作業中及びイベント実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。

(2) プロジェクションマッピング用の映像機器、オペレーション

プロジェクションマッピングの国際大会及びエキシビションが、計画どおりに上映でき、鮮明で効果的な映像の映り方と見え方に整えること。また、効率的な電気の使用、現場での安定的なオペレーションができる各種機材構成、システム設計を行い、その手配と設置オペレーションまでを総括して行うこと。なお、詳細については、以下のアからキまでに留意しながら進めること。

ア プロジェクターとそのレンズ、映像周辺機器の選定、設置投影方法、配線などのプランニング

※ 映像機材は、別紙2「映像関連機材参考資料」を参照すること。

イ 映像送出用メディアサーバーの選定、音響や照明を含めた周辺機器類の総合的なシステム設計

※ 各映像の最終的な解像度は、6K程度を想定すること。

※ 機材トラブル時は、速やかに交換し復旧が可能な機材・システム設計で上映に支障を来さないこと。

ウ プロジェクションマッピング等の各種キャリブレーション作業で、映像の適正な状態での投影調整

※ 投影イメージは、別紙3「投影イメージ参考資料」を参照すること。

エ 各種上映に関わる素材（映像、音楽、インフォメーション等）の実装とプログラミング、再生送出制御、その他各オペレーション

※ オペレーション室内にて映像機器全体の制御が可能なシステムを構築すること。
オ 上映内容（予定）は以下のとおり。

(第1回) 国際大会（9月）

- ① 国際コンペティション ファイナル選考作品（18～20 作品程度）
- ② ゲスト作品（2～3 作品程度）
- ③ 実行委員会で企画するオープニング演出・パフォーマンスとの連動映像等
- ④ 各種会場案内、告知広報情報、関係者・スポンサー紹介等の画像や映像
- ⑤ 海外からのコメント映像や企画に沿った PR 映像等
- ⑥ ファイナル選考に残らなかった応募作品（記録撮影用）
- ⑦ 審査会や授賞式等での中継や海外からのライブコメント映像等

(第2回) エキシビション（11月）

- ① 2021 年度から 2024 年度までの全受賞作品や招待作品
- ② 実行委員会で企画するオープニング演出・パフォーマンスとの連動映像等
- ③ 各種会場案内、告知広報の情報、関係者・スポンサー紹介等の画像や映像
- ④ 海外からのコメント映像や企画に沿った PR 映像等

カ 映像関係機器以外との連携

各種機器は、風雨、温度変化や湿度、各種天候によって機器破損のない状態で設置すること。

- ① 音響との連携。音響へ音声信号を送出または音声信号を映像と遅滞なく連動すること。
- ② 照明・レーザーとの連携。プロジェクションマッピング作品と連動したムービングライトやレーザー等の演出ができる機材とシステムを用意すること。

キ その他

エキシビションと国際大会を企画演出する協会と、上映コンテンツやプログラムと連携した機材やシステム選定を行うこと。

(3) 音響

以下のアからオまでに留意しながら進めること。

ア 音響機材選定、及びそのシステム設計

イ 各種音響機材の設置・配線及び調整・制御

※ オペレーション室内にて全体の機器制御が可能なシステムを構築すること。

※ 周辺の住宅などへの騒音被害を起こさない音場設計をすること。

ウ 以下の①から④までの映像等との連携（映像から音声信号を受取り送出又は音声信号を連動）

- ① 国際コンペティション ファイナル作品（16～20 作品程度）
- ② ゲスト作品（2～3 作品程度）
- ③ オープニング演出・パフォーマンスとの連動など
- ④ 各種会場案内、告知広報情報、関係者・スポンサー紹介等

エ ステージ MC、影アナウンス、会場 BGM、ライブ等の音響設備の手配

オ 各種セレモニー、審査会、プレスレビュー等のオペレーション、希望取材班への音声ライン提供

(4) 照明

以下のアからエまでに留意しながら進めること。

ア 照明計画の作成

イ 各種照明機材の設置・配線及び制御

※ オペレーション室内にて全体の機器制御が可能なシステムを構築すること。

ウ 以下の①から④までの照明演出等を行うこと。

- ① オープニング映像・パフォーマンスとの連動した照明演出
- ② MC やナレーション、ステージの照明
- ③ 会場内の観客・導線エリアの安全な照度確保
- ④ オペレーションスタッフ用の室内外の照明

エ 各種セレモニー、審査会、プレスプレビュー等のイベント時や取材等の照明オペレーションを行うこと。

(6) 電気機材・技術関係

以下のアからエまでに留意しながら進めること。

ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成

※ 発電機などの音が大会や運営などへの妨げにならないこと。

イ 発電機設置、分電盤の電気工事

ウ 各種機材設置箇所への配線及び電源供給

エ 発電に使用する燃料の供給

※ 環境に配慮した燃料を、事前に実行委員会が確認した上で使用すること。

(7) 国際大会及びエキシビションでの会場ナレーションの事前録音

開場時、平常時の注意事項、お知らせや作品のタイトルコールなど事前に録音し、データを所定の担当に渡すこと。セリフや内容は、協会監修の下で作成すること。

4 会場設営

日没後を含む時間帯に屋外で実施するイベントであることを考慮した上で、以下の(1)から(16)までに留意しながら設営を行うこと。

(1) プロジェクションマッピング用の観客席、バリアフリーエリア、ゲスト、VIP エリアの設置計画及び設置

※ 観覧席等の設置イメージは、別紙4「観覧席など設置参考資料」を参照すること。

(2) MC やパフォーマンス用のステージなどの設置計画及び設置

(3) 入場・受付、チケット対応機器など手配及び設置

(4) 待機エリア、観客導線経路、車椅子及びベビーカー連れの来場者の対応経路確保

(5) 鑑賞エリアにて、どの席からも鑑賞しやすい座席配置

(6) 鑑賞エリア以外の一般通行利用導線に対する目隠し用衝立壁の敷設

(7) 国際大会エリア及び光の祭典エリア（総合球技場軟式球場）へ仮設トイレの適当数を設置

(8) 機材を設置するための足場やトラスなどの構造物手配

(9) オペレーションやスタッフ用のプレハブやテントなどの設置

(10) 来場者が各種機材や演出美術等への接近や接触をしない措置

(11) 仮設物及び備品の作成、賃借

(12) 仮設物及び備品の設営、移設、管理、撤去、処分

(13) 仮設物及び備品撤去後の会場全体の清掃と回復

(14) 会場内サインの計画、制作、設置、管理、撤去、処分

(15) 来場者の安全を確保するための誘導灯（各種演出を妨げないもの）の手配

(16) その他、実行委員会と協議の上で、実施に必要な物の手配・設置

5 会場運営

(1) 全体運営

以下のアからチまでを実施すること。

- ア 本事業全体の運営計画（会場計画、導線計画、設営撤去）作成
 - ※ 各本番のおおむね2か月前までに提示すること。
- イ 関係各所への申請等
- ウ 運営計画に則った、準備、設営、監修（現場監督）
- エ 運営マニュアル作成
- オ 進行表、MC・ナレーション台本などの作成
- カ チケットティング（告知、販売、入場管理）
- キ 会場案内や誘導、及び場内アナウンス、各種受付業務
- ク 救急・救護対応、地震や台風、災害時等の緊急対応とその事前準備
 - ※ 緊急時の連絡体制を事前に構築の上、実行委員会に提示すること
 - ※ 中止・縮小の際に、直ちにその旨を大会関係者及び来場者等に周知できる体制を事前に整えること
 - ※ その他、実行委員会が中止・縮小を判断した場合、実行委員会の指示に従うこと
- ケ 車椅子等の要補助者の対応、手話通訳者の手配とバリアフリーエリアでの手話通訳の実施
 - ※ 実行委員会と協議の上で、必要に応じてユニバーサルコミュニケーション技術を活用すること。
- コ ゲスト、VIP、プレスへの対応、通訳手配等
- サ 外国人やインバウンド来場者も見据えた運営
- シ 会場周辺の住人や事業者への事前通知や調整交渉
- ス 各種苦情等への対応
- セ 授賞式に関する一連の業務
 - ※ 賞金及び副賞は、実行委員会で別途用意する。
- ソ エキシビション及び国際大会最終日、プレスプレビュー実施時にて司会者2名（うち1名は日英通訳が可能な者）の手配
- タ 本番全日程に、影ナレーション担当者1名の手配
- チ 荒天対応の計画・備品の準備、授賞式等での荒天対応リハーサルの実施

（2）警備

以下のアからケまでを実施すること。

- ア 会場全体の警備計画の作成
- イ 警察や周辺との調整
- ウ 会場、周辺道路、危険箇所の警備
- エ 設営時（夜間含む）の警備（機材会場保護、案内）
- オ 駐車場・搬入車両警備（交通誘導警備）
- カ VIP 対応警備
- キ 緊急時避難対応
- ク 各種警備手配（人材、機材、資材）
- ケ その他大会を安全に運営するために必要なこと。

6 広報

（1）全体

- ア 第1回と第2回に行う両事業を一連の光の祭典としてブランディングし、国内外へ周知するために広報計画を策定し、戦略的な周知をすること。
- イ 経験と実績ある広報責任者を置き、必要に応じて専門会社を手配した上で、実行委員会と綿密な連携・協議をして広報を推進すること。

- ウ 実行委員会と円滑なコミュニケーションを取るため、広報・制作物全体のデザインを統合監修するデザイナー（アートディレクター）を手配すること。
 - エ 実行委員会と円滑に協働するため、事業の内容を魅力的・効果的に PR するキャッチコピーや各種文章を作成するコピーライターを手配すること。
 - オ 各種広報媒体（Web サイト、SNS、PR 映像、紙媒体、広告物、デジタルサイネージ、駅貼り広告をはじめとする有料広報媒体等）を可能な範囲で日英 2 言語にて制作し、効果的な発信を行うこと。
 - カ 各種メディアへの PR の実施やメディアの招集を行い、大会を国内外に周知するとともに、観客及び視聴者相当数を確保すること。
 - キ 英語の各種表記や文書内容におけるネイティブチェックを行うこと。
 - ※ 各種広報媒体の外、会場内のサインや案内板を含む。
 - ク 国際大会において、来場できない国内外の人々へ対し、ライブ配信や記録動画が視聴できる仕組みを構築し、運営実施すること。
 - ケ インバウンドの集客に結びつくような PR や事業者との提携を行い、次年度以降のインバウンドにつながるような広報をすること。
 - コ TOKYO LIGHTS 以外のイルミネーションや、プロジェクションマッピング企画等と連携し、都内ナイトエンターテインメントの相乗効果を図ること。
- (2) デザイン、制作物
- 当事業の魅力を内外へ周知するため、実行委員会とコミュニケーションを円滑にし、以下のアからオまでを実施すること。
- ア 今年度キービジュアルのデザイン制作
 - イ 当事業の魅力が伝わる印刷物（ポスター、チラシ、DM、会場リーフレット）のデザイン・制作
 - ウ 広告物、デジタルサイネージ用素材（画像・動画）等のデザイン・制作
 - エ 会場内のサインや案内板などのデザイン・制作
 - オ 複数回のデザイン再調整への対応
- (3) プレスリリース、取材案内
- ア プレスリリースを複数回実施して広く周知し、各媒体からの取材を獲得すること。
 - イ 海外へのプレスリリースも行い、事業を周知することで、インバウンド来場者や海外各媒体からの取材を獲得すること。
 - ウ プレス関係の問い合わせ対応や調整を行う広報窓口（担当者）を設置してのメール及び電話での問い合わせ対応をすること。
 - エ テレビ、新聞、雑誌、Web メディアなどの取材を獲得し PR するための企画立案及びアプローチをすること。
- (4) Web サイト、SNS 運用
- ア TOKYO LIGHTS の Web サイト（URL: <https://tokyolights.jp/>）を今年度の事業内容に合わせ、新たにデザイン・制作し、サイトを継続的に更新・運用すること。基本デザインについては、実行委員会と事前協議の上、進めること。
 - イ Web ページのデザインは機能的で内容が分かりやすく、光の祭典としての魅力あるデザイン性を持ったものとする。
 - ウ 令和 3 年度から令和 5 年度に実施した TOKYO LIGHTS のサイトや情報は、過去イベントのアーカイブとして残し、閲覧できるようにすること。
 - エ TOKYO LIGHTS の Web サーバー外に設置・リンクされた Web コンテンツがある場合は、次年度へ引き継ぐこと。
 - オ オフィシャルの各種 SNS 媒体を有効活用し、情報提供を行うと共に、フォロワー数

が増加する施策をすること。

カ 日本語、英語のページの作成をすること。

キ マルチデバイスへの対応（レスポンスデザインの導入）をすること

ク Facebook・YouTube・Instagram・X（旧 Twitter）を積極的に活用した情報発信及び交流ができる手法や運用について提案すること。

ケ Web サイトのテキスト及び写真、動画等の一切の情報について、受託者が入力を行い、Web ページを作成すること。ただし、日常的な情報更新については、下記（Web サイトのマニュアル作成）のマニュアルに基づき、WordPress を使用する範囲内での入力作業を当実行委員会が行うことも可能とする。

コ Web サイト管理・運用マニュアルを作成し、実行委員会の担当者が情報更新できるよう、わかりやすい内容にすること。

サ Web ページへのアクセス履歴の追跡調査及び分析等を行い、定期的に報告すること。

シ その他については、別紙 5 「Web サイトの制作・運用及び SNS 運営ガイド」を参照すること。

（5）オンライン配信、アーカイブ

国際大会における授賞式の様子は国内外にオンライン配信し、その映像はアーカイブとして残すこと。またプロジェクションマッピングの全作品をオフィシャル YouTube にアップし、継続的に閲覧できるようにすること。

（6）プレスプレビュー

第 1 回及び第 2 回のイベント本番前にプレスプレビューを行い、各種媒体を呼び込み、事業を広く発信すること。

（7）アンバサダー等の起用

本事業の PR を推進できる著名人や有識者等を TOKYO LIGHTS 2024 のアンバサダーとして起用すること。なお、推奨される人物像は以下のとおり。

- ・ プロジェクションマッピングや光の演出に強い関心を持ち、本事業の魅力を理解して PR していくことに積極的な意志を持っている
- ・ 第 1 回（9 月）及び第 2 回（11 月）のプレスプレビューや国際大会授賞式などの節目に出席可能な者
- ・ 本事業期間中、継続的に支援・発信（自身の Web サイトや SNS、テレビ出演時の PR）ができることを条件とする
- ・ 国際大会の審査にも参加できることが望ましい。
- ・ 撮影した画像や動画の使用に関して、事業終了後も継続して TOKYO LIGHTS、エキシビジョン及び国際大会の事業 PR の目的で使用可能な契約をすること。但し、契約前に実行委員会に、その内容を共有すること。

（8）インフルエンサー

本事業のプレビュー時や開催期間中にインフルエンサーを複数名招待して、SNS を中心に話題を起こすこと。また、国内外で波及効果をもたらせる人選・手配をすること

（9）画像及び映像の撮影

ア 準備期間を含めて記録写真、映像を撮影し、編集のうえ提出すること

イ 国際大会のファイナリストと選考から漏れた全作品の動画撮影をすること

※ 選考から漏れた作品の上映及び撮影は、イベント実施時間外に行うこと。

ウ 提出された写真・動画などの素材は、東京都、実行委員会及び協会が、次年度以降の広報・PR、事業実績（アーカイヴ）報告書等のために使用できるものとする。

※ 権利については第 11 項の「作成物に関する権利の帰属」を参照すること。

（10）その他

各媒体に露出する内容に関しては、事前に実行委員会の承認を得ること。本事業の魅力やブランドを損なわない内容となるよう十分留意すること。

7 チケット等

来場者及び受付スタッフがスムーズに入場手続きを行うことができるよう計画すること。チケットは有料販売を想定し、定数を設け、事前申し込み制とすること。チケット収入については、原則、その全額を実行委員会に返還すること。

(1) チケット等参加者の入場手段、及び受付での確認対応の手配をすること。

(2) 公式HP上でチケットの申込ができるシステムとすること。

※ 他ページへのリンクの貼り付けも可とする。

(3) チケットシステムは、個人情報漏洩防止のため安全性が担保されたものを活用すること。

8 問い合わせ窓口

TOKYO LIGHTS 全体についての問合せを受ける窓口と担当者を置くこと。

ア 当事業の情報解禁当日から対応すること。

イ オンライン（メール、各 SNS）及び電話の窓口を設置すること。

ウ チケットやイベント内容等あらゆる問い合わせや苦情に対応すること。

※ 広報関係の窓口は別途設けること。

エ 対応した問い合わせは記録を残し、実行委員会へ適宜共有・報告すること。

9 保険の加入

イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険及びイベント中止に伴い発生する出演料や会場のキャンセル料等に係る保険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

10 企業協賛等

企業協賛等を集めること。手数料を含め協賛等の収集方法について、提案すること。委託契約後、詳細については実行委員会との調整の上決定するものにする。

※ 協賛金等の収入（利益）は、原則実行委員会の本会計へ戻すこととする。

※ 物品協賛による支出減額となる場合、その額を他の部分の拡充に利用することは可能とする。その場合は、どの場所が拡充されたのか実行委員会に書面にて説明すること。

11 TOKYO LIGHTS をより重厚で意義のある祭典にする為の関連事業の企画立案、実施

ア 東京都内で実施されるプロジェクトマッピングやイルミネーションなどの実施の事業者と協力し、広報を含め相互に連動を図ること。

イ 都内各所でサテライト PR の企画やイベント等で出展ブースを出し、多くの市民に事業の周知、PR を行うこと。

12 報告書

本事業の実施結果について、報告書を実行委員会に提出すること。報告書には、メディア露出による効果測定、チケット販売や企業協賛等による収支、来場者のアンケート集計と分析、反省点や改善点、今後の課題、また本事業実施を受けて、今後の収益モデルや、世界的な光の祭典にしていくための継続的なアイデア、道筋及び経済波及効果についても提示すること。

第9 成果物

受託者は、本契約に基づき作成した報告資料（A4サイズの報告書及び電子媒体（作業可能なデータ形式及びPDF形式））及び、記録写真や動画（PRや事後ドキュメンタリーなど編集したものを含む）を成果物として実行委員会に提出すること（※容量に応じて、CD-R、DVD、Blue-Ray、HDD、SSD等のメディアで提出すること。）。

第10 支払い方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払いをする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第11 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他社の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、東京都及び実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、都及び都から許諾を受けた第三者に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第12 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、委託者の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第13 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第14 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第15 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第16 その他

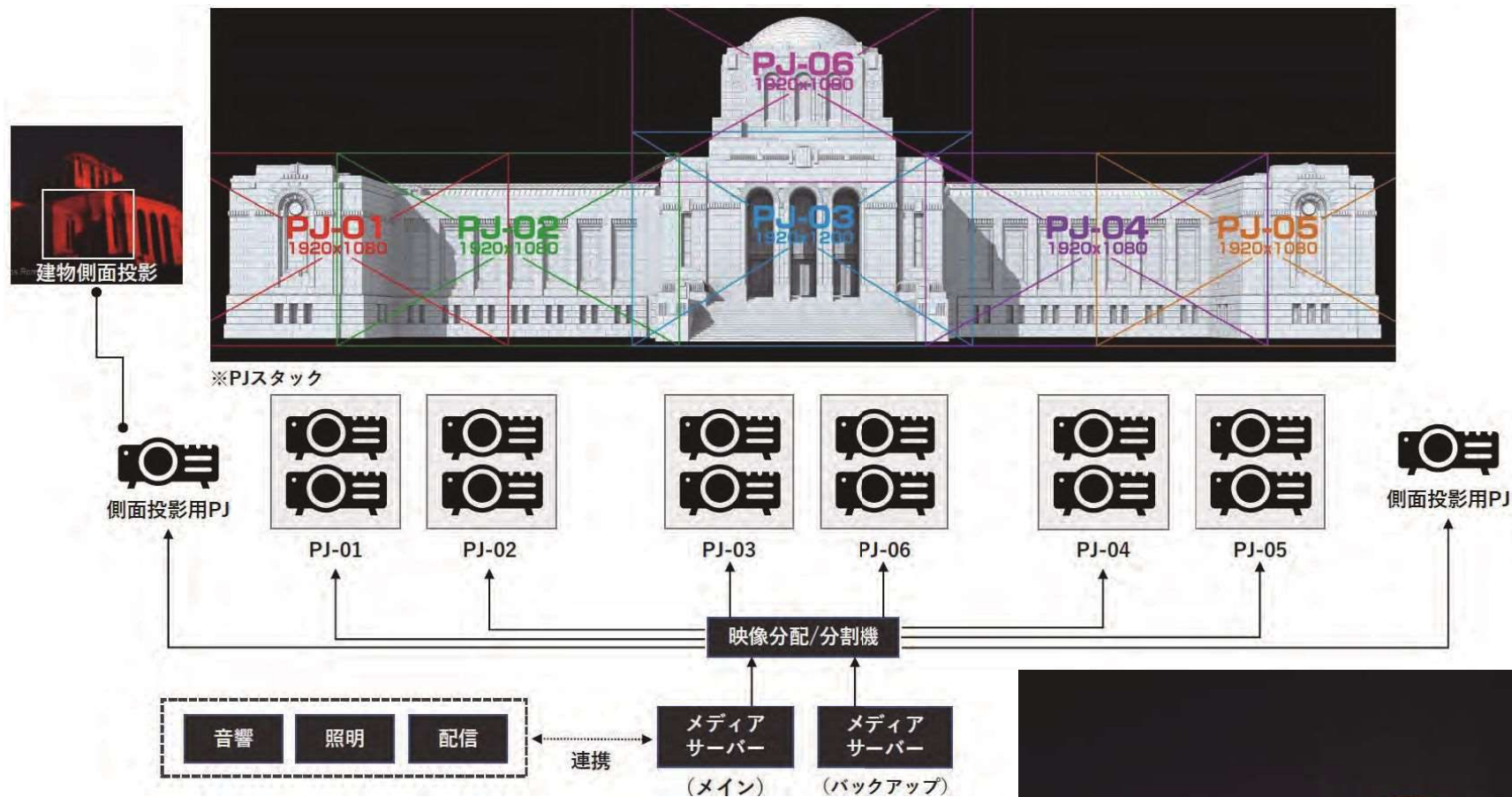
受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委員会と事前に協議すること。

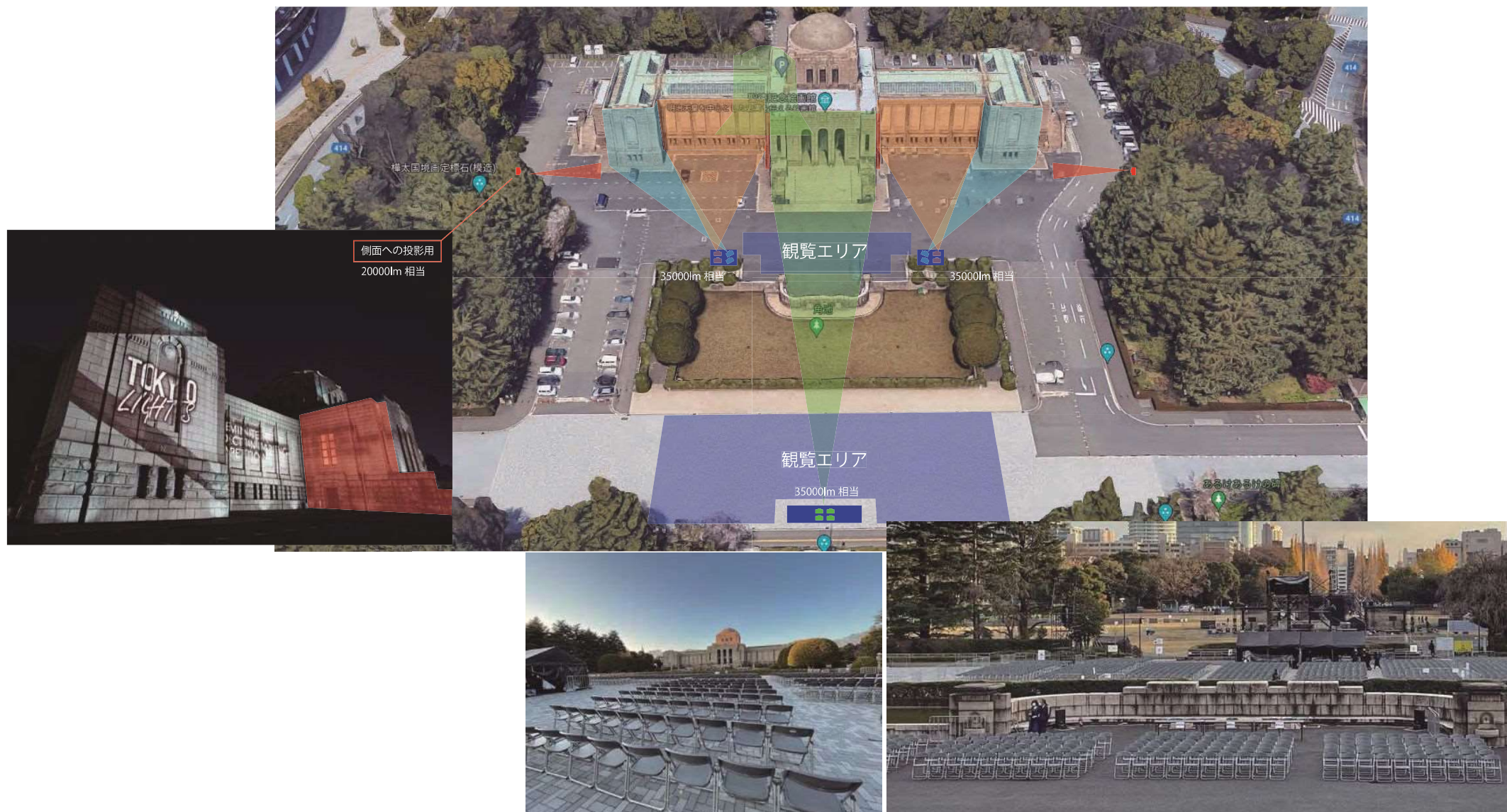
LIGHT Festival area / Layout Plan

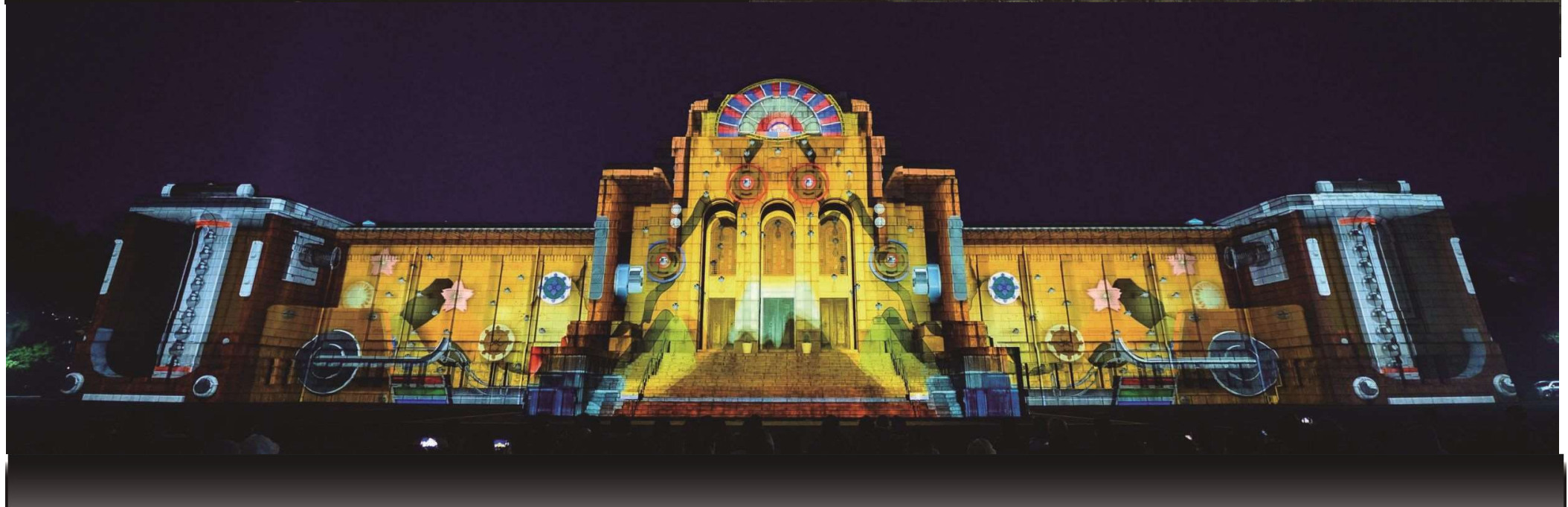
光の祭典エリア



OP = Operation TENT









WEB サイトの制作・運用及び SNS 運営ガイド

1 WEB サイト（TOKYO LIGHTS の公式ホームページ）に係る業務内容

（1）WEB サイト作成

①業務内容

- i サイトの全体構成の作成
- ii マルチデバイスへの対応（レスポンシブデザインの導入）
- iii WordPress の使用
- iv SNS 機能の導入・連携
- v 切り替え可能な日本語、英語のページの用意

②留意事項

- i 本業務の目的に沿った WEB サイトの全体構成を検討・提案し作成すること。基本デザインについては実行委員会と事前協議の上、進めることとする。
- ii YouTube・X（旧 Twitter）・Instagram・Facebook を積極的に活用した情報発信及び交流ができる手法や運用について提案すること。
- iii PC 及びタブレット端末、スマートフォンなど、マルチデバイスでの利用を考慮すること。ただし、デバイスごとに別のサイトを制作するのではなく、同ドメイン・同ページを使用し、画面サイズによって最適化される構造とすること。
- iv ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識した上で制作すること。
- v 当実行委員会の担当者が容易にコンテンツの作成や修正ができ、また、最新の情報や映像、及びリンク先の更新・公開を可能とすること。
- vi WEB サイトのテキスト及び写真、動画等の一切の情報について、受託者により入力を行い、WEB ページを作成すること。ただし、日常的な情報更新については、下記（（4）WEB サイトのマニュアル作成）のマニュアルに基づき、WordPress を使用する範囲内での入力作業を当実行委員会が行うことも可能とする。
- vii WEB サイトのテキスト及び写真、動画等については当実行委員会により受託者へ提供する。それ以外については、原則、受託者によりテキスト等を用意すること。

viii WEB サイトの言語表記はそのページごとに日本語ページと英語ページへの切り替えを可能とし、受託者が用意した文章もネイティブチェック済みの文章を掲載すること。

(3) コンテンツの企画・提案・作成

① 業務内容

コンテンツの企画・提案・作成

②留意事項

- i 基本的なコンテンツについては、実行委員会から事前に提供を受けるものとする。
- ii 実行委員会と協議の上、必要に応じて、魅力的な WEB サイトを作成するためのコンテンツを企画・提案すること。
- iii 閲覧者に興味を持たれる情報をリアルタイムに発信等、本サイトのリピーターづくりに繋がる仕組みを提案すること。

(4) 動作環境の構築及び保守

①業務内容

- i サーバーの選定、契約
- ii セキュリティ対応
- iii システムトラブル対応

② 留意事項

- i ドメイン名は現在の“https://tokyolights.jp/”を継続して使用すること。
- ii 実行委員会が所有する情報資産の機密性、完全性、可用性を確保した運用が可能なシステムとすること。また、個人情報の保護を的確に行うシステムとすること。
- iii 安全なプログラミングを行うとともに、公開前に十分なセキュリティテストを実施すること。
- iv システム、ハード、ネットワーク環境全般において、脆弱性が発見されたり、アップデート等のメンテナンスが必要になった場合は、速やかに対応すること。
- v OS、データベースや操作状況等に関するログを取得できるようにすること。

(5) WEB サイトのマニュアル作成

①業務内容

- i 管理・運用マニュアルの作成
- ii 留意事項：実行委員会の担当者が情報更新できるよう、わかりやすい内容のマニュアルを制作すること。

(6) 効果測定及び検索エンジン最適化（SEO）対策

① 業務内容

- i アクセス履歴の追跡調査及び分析等
- ii 検索エンジンの最適化（SEO）対策

② 留意事項

- i ユーザーの動向調査として、いつ、誰が、どこから、どのくらい、どのページへやって来たかなど、追跡や分析を行うとともに、積極的な SEO 対策を講じることで、本サイトのアクセス数が向上するよう努めること。
- ii 効果測定の結果等を踏まえ、さらなるアクセス数の増加がはかれるような改善策を考案し、必要に応じて実行委員会と別途協議の上、WEB ページの修正等を行うこと。

2 SNS 運営

実行委員会が保有する YouTube、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook 公式アカウントに掲載する素材、テーマ、タイトルの提案、それぞれの SNS に合致した動画や写真の撮影及び編集、記事作成などを行う。

(1) SNS 運営業務・コンテンツ制作業務

- ① 本事業の目的である“インバウンドを多く呼び込む世界的な光の祭典”を意識した魅力的な情報発信を行うこと。
- ② 国内はもとより、国外からの観光客誘致に繋がる情報発信を、余裕ある旅行計画を見越した計画的な配信のもと行うこと。
- ③ 本事業のメインコンテンツであるプロジェクションマッピング国際大会「1minute Projection Mapping Competition」の世界的な権威を存分に活用しながら情報配信を行うこと。
- ④ コンテンツ制作に当たっては、特に閲覧率や拡散性の高いリール動画(スマートフォン視聴を基本とした縦型動画)に注力し効果的に活用すること。
- ⑤ 公式 SNS アカウントのフォロワー数や各種分析指標等について、運営目標（フォロワー数や各種分析指標等）の K P I を示すとともに、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、協議の上決定すること。

- ⑥ ⑤で示すK P Iを達成するための具体性がある提案や、より幅広いユーザーからの共感が得られ、本事業の認知度向上や誘客につながる独自の取組があれば提案すること。

【例】Instagram「ストーリーズ」の活用、インフルエンサーの活用 など

- ⑦ 閲覧者数の増加や「TOKYO LIGHTS」、「1minute Projection Mapping Competition」の認知度向上に効果的なS N Sの機能（ハッシュタグなど）を使用し、本事業の情報が拡がるように努めること。

(2) キャンペーンの実施

- ① S N Sを活用し観光客の来訪や周遊に繋がるキャンペーンを企画・実施すること。
- ② 9月、11月を一連の事業として認識させるべく、期間を通したキャンペーンを企画・実施すること。
- ③ 本事業のメインコンテンツであるプロジェクションマッピング国際大会「1minute Projection Mapping Competition」と連動したキャンペーンを企画・実施すること。

(3) SNS 広告

必要に応じて戦略的に効果的な SNS 広告を展開すること

(4) 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、写真及び動画等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- ① 実行委員会が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- ② その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

3 構築・運用開始及び保守期間

(1) Web サイト

令和6年7月19日（金）までに公開

※それ以降のWEBページの更新については、実行委員会との協議の上、決定することとする。

(2) SNS

令和6年7月下旬より運用

※それ以降のSNS更新については、実行委員会との協議の上、決定することとする。

保守運用期間

令和7年3月末まで

個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際して TOKYO LIGHTS 2024 実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要がある個人情報は、全て委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

(1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止

(2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

(4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。

(5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。

(6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。

(7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。

(8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委

託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上